

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、シティューワ法律事務所（以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

涉外知的財産権紛争処理に関する規定

（国務院令第 801 号として 2025 年 3 月 13 日發布、同年 5 月 1 日施行）

第 1 条 知的財産権保護を強化し、公民・組織が涉外知的財産権紛争を法により処理することを促進し、公民・組織の適法な権益を維持し、高水準の対外開放を推進し、経済の質の高い発展を推し進めるため、本規定を制定する。

第 2 条 国務院の、商標、専利、著作権等の知的財産権管理業務に責任を負う部門（以下「知的財産権管理部門」という。）及び商務主管部門は公民・組織による涉外知的財産権紛争の処理に対する指導及びサービスを強化し、国務院のその他の関係部門は職責分担に従って関連業務を適切に行う。

国務院の関係部門は、業務調整及び情報交流を強化し、涉外知的財産権紛争処理の関連業務を共同して適切に行う。

第 3 条 県級以上の地方人民政府及びその関係部門は、当該地区の実情を踏まえて、涉外知的財産権紛争処理の関連業務を適切に行う。

第 4 条 国務院の知的財産権管理部門及び商務、司法行政等の関係部門は、職責分担に従い、国外の知的財産権に係る法律制度の情報を遅滞なく収集及び発信し、知的財産権情報の公共サービス体系を完全化し、国外の知的財産権情報に係る照会サービスを公衆に提供する。

第 5 条 国務院の知的財産権管理部門及び商務主管部門は、職責分担に従い、国外の知的財産権に係る法律制度の変化等の重点情報に対してフォローアップ・把握を強化し、典型事例の分析研究を展開し、リスクに係る注意喚起を遅滞なく発し、涉外知的財産権に係る早期警戒を公衆に呼びかける。

第 6 条 国務院の知的財産権管理部門及び商務主管部門は、職責分担に従い、涉外知的財産権紛争処理の指導に係る業務機構及び業務規程を健全化し、公民・組織による涉外知的財産権紛争の処理のために対応指導及び権益維持に係る援助を与える。

第 7 条 商事調停組織及び仲裁機構が涉外知的財産権紛争の解決に関与し、公民・組織に高効率で簡便な涉外知的財産権紛争の解決ルートを提供することを支持する。公民・組織が和解、調停、仲裁等の方式を通じて涉外知的財産権紛争を迅速に解決することを奨励し、及び手引きする。

国務院の司法行政部門は、涉外知的財産権紛争の調停及び仲裁業務に対する指導を強化する。

第 8 条 法律事務所、知的財産権サービス機構等が涉外知的財産権に係るサービス能力を向上させ、分支機構の設立、共同経営等の方式を通じて国外に業務執行機構を設立し、良質で高効率な涉外知的財産権関連サービスを公民・組織に提供することを奨励する。

国務院の司法行政部門及び知的財産権管理部門は、関係部門と共同して措置を講じ、法律事務所、知的財産権サービス機構等の涉外知的財産権関連サービス強化のために条

件を整える。

第9条 企業が涉外知的財産権の保護・権益維持に係る共済基金を設立することを支持する。保険機構が市場化原則に従い、涉外知的財産権の関連保険業務を展開して企業の権益維持コストを低減させることを奨励する。

第10条 商会、業種協会、越境 EC プラットフォーム等の組織が涉外知的財産権の権益維持に係る援助プラットフォームを構築し、サービスホットラインを開通し、コンサルティング、研修等の公益サービスを提供することを奨励する。

第11条 企業は、法治意識を高め、内部の規則制度を確立して健全化し、知的財産権に係る人材の蓄積を強化し、知的財産権の保護及び運用を強めなければならない。国外市場に参入する場合には、所在する国又は地域の法律制度及び知的財産権保護状況を自ら進んで理解し、法により生産経営活動を展開し、自身の適法な権益を積極的に維持しなければならない。

国務院の知的財産権管理部門及び商務主管部門は、関係部門と共同し、企業の涉外生産経営活動における知的財産権保護に係るニーズに焦点を当て、涉外知的財産権紛争の重点分野及び重要ポイントをめぐり、企業向けに宣伝及び研修を展開し、涉外知的財産権紛争の法による処理の経験及び手法について典型事例を踏まえて説明し、企業の涉外知的財産権に係る保護意識及び紛争処理能力を引き上げる。

国務院の司法行政部門は、「法を執行する者が法常識を普及させる」という法常識普及責任制の要求に従い、知的財産権に関連する法治宣伝教育を強化し、公民・組織の知的財産権に係る保護意識及び法による権益維持能力を全面的に引き上げる。

第12条 我が国国内において文書を送達し、又は調査・証拠収集する場合には、我が国が締結又は加盟している国際条約及び「中華人民共和国民事訴訟法」、「中華人民共和國国際刑事司法共助法」等の法律規定によらなければならない。いかなる組織及び個人も、我が国の法律規定に違反して、我が国国内において文書を送達し、又は調査・証拠収集してはならない。

第13条 我が国国内の組織・個人は、国外の知的財産権関連訴訟に参加し、又は国外の司法若しくは法執行機構の関連調査を受ける場合において、国外に証拠又は関連資料を提出する必要があるときは、国家秘密の保護、データセキュリティ、個人情報保護、技術輸出管理、司法共助等の法律・行政法規の規定を遵守しなければならない。法により主管機関の許可を経なければならない場合には、関連する法的手続を履行しなければならない。

第14条 国務院の商務主管部門は、「中華人民共和國對外貿易法」により、次の各号に掲げる事項に対して調査を行い、かつ、必要な措置を講じることができる。

- (一) 輸入物品が知的財産権を侵害し、かつ、對外貿易秩序に危害を及ぼしていること。
- (二) 被許諾者がライセンス契約中の知的財産権の有効性について争うのを妨げる、強制的な一括実施許諾を行う、ライセンス契約中に排他的なグラント・バック条件を規定する等の行為のいずれかが知的財産権の権利者にあり、かつ、對外貿易の公正な競争秩序に危害を及ぼしていること。
- (三) 他の国又は地域が知的財産権保護の面において我が国の公民・組織に内国民待遇を供与せず、又は我が国を供給源とする商品、技術若しくはサービスに対して十分かつ有効な知的財産権保護を与えることができないこと。

第15条 外国国家が国際法及び国際関係の基本準則に違反し、知的財産権紛争を口実として我が国に対し抑制又は抑圧を行い、我が国の公民・組織に対し差別的制限措置を講じ、我が国の内政に干渉する場合には、国務院の関係部門は、「中華人民共和国対外関係法」、「中華人民共和国反外国制裁法」等の法律により、差別的制限措置の制定、決定又は実施に直接又は間接に関与する組織・個人を報復リストに組み入れ、相応の報復及び制限措置を講じることができる。

第16条 いかなる組織及び個人も、外国国家が知的財産権紛争を口実として我が国の公民・組織に対し講じる差別的制限措置を執行し、又はその執行に協力してはならない。

いずれの組織及び個人が前項の規定に違反し、我が国の公民・組織の適法な権益を侵害した場合でも、我が国の公民・組織は、法により人民法院に訴訟を提起し、侵害の停止及び損失の賠償をその者に要求することができる。

第17条 国務院の関係部門は、協調・連携を強化し、知的財産権紛争を利用して我が国の主権、安全及び発展利益に危害を及ぼすことについては、「中華人民共和国国家安全法」、「中華人民共和国対外関係法」、「中華人民共和国反外国制裁法」等の法律により相応の措置を講じる。知的財産権の濫用による競争の排除若しくは制限又は不正競争の実施等の行為については、「中華人民共和国独占禁止法」、「中華人民共和国不正競争防止法」等の法律により処理をする。

第18条 本規定は、2025年5月1日から施行する。

（法令原文名称：关于涉外知识产权纠纷处理的规定）